

東京都震災復興本部の設置に関する条例

平成10年6月24日
東京都条例第77号

(設 置)

第1条 知事は、東京が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに都民生活の再建及び安定に関する事業（以下「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、東京都震災復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(組 織)

第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が東京都の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(局)

第3条 本部に、東京都規則で定めるところにより、局を置くことができる。

- 2 局に局長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 局長は、局の事務を掌理する。

(復興総局)

第4条 本部長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に復興総局を置くことができる。

- 2 復興総局に局長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

(廃 止)

第5条 知事は、震災復興事業が進ちよくし、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。